

令和8年度キャリア教育推進事業委託業務公募型プロポーザルに関する質疑と回答

	項目	質疑内容	回答
1	<b>提案依頼書 P.2</b> <b>第3 業務内容</b> (1) 働くことやキャリアに興味を持つためのトークイベントの実施	「3人程度をパネラーとしたトークイベントを2回以上実施することとし、人選については県と協議のうえ決定すること。」とあるが、パネラーについては提案する必要があるか。	人選については、最終的に県と協議のうえ決定することとなりますが、パネラーは3名程度提案していただく必要があります。提案内容については企画提案書に記載いただくようお願いします。
2	<b>提案依頼書 P.4</b> <b>第4 その他留意事項</b>	提案依頼書に再委託は認めない旨が但し書きと合わせて記載されているが、以下について再委託は可能か。 ①「チラシの制作」業務における、各学校（154校）へのチラシ配布の際の封緘作業 ②「イベント開催レポートの作成・配布」業務における、各学校（154校）へ配布の際の封緘作業 ③トークイベントの運営スタッフ手配（音響、映像担当手配・設営、撤去人員・受付、進行補助人員）	提案依頼書のP.4に「2 当該委託業務において、再委託は認めない（ただし、講師を依頼することや印刷物の作成を外部企業に依頼することは可能）」と記載しており、講師の依頼や印刷物の作成以外の業務を再委託することは認められません。本事業は内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であり、都度確認が必要であることから、このように定めています。ただし、印刷物の封緘・発送については印刷物作成業務の一部となりますので、再委託は可能です。
3	<b>企画提案書作成要領</b> <b>1 提出書類</b>	企画提案書の提出部数について、「正本1部、副本9部」とあるが、正本と副本の違いは何か。	県として、提出いただいた企画提案書は公文書として取扱います。そのため、正本1部は県の公文書としての保管用、副本9部は本事業のプロポーザル審査委員会で使用するため、正本・副本と区別して提出いただくこととしています。
4	<b>プロポーザル審査要領</b> <b>3 審査委員会</b>	プレゼンテーションの持ち時間は何分か。	参加する事業者数により変更する可能性はありますが、1者あたりプレゼンテーション20分を予定しています。
5	<b>プロポーザル審査要領</b> <b>3 審査委員会</b>	審査委員会のプレゼンテーションでPCは使用できるか。	PCは使用できません。提出いただいた企画提案書と同じものを用いてプレゼンテーションをお願いします。なお、企画提案書は事前に提出いただいた副本から、審査委員に配布します。